



ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<http://f-hojin.or.jp>

ふくしま 法人ニュース

平成28年3月1日発行 第512号

2016

3



法人会キャラクターけんたくん

私のポケット

昨年の十月末、二夫婦四人で台湾へ三泊四日の観光に出かけました。初めての個人旅行で、知り合いの紹介で六十代の男性ガイド「陳」さんにお願ひしました。陳さんは日本へ度々観光しているとのことで、流暢な日本語を話す方でした。

台中へ移動する新幹線での雑談中「明石元二郎をご存知ですか？」と尋ねられた。全く知らないと返すと「日本人で一番尊敬する人です。日露戦争の勝利も、彼がいなかったら無かったでしょう。今日彼の伝記を持っているから、今晚読んでください」と言っただけで日本語の厚い本をシヨルダーバックから出しました。就寝前に読みましたが、彼は福岡藩出身で軍人、スパイ、第七代台湾総督を務め、台湾人の為に尽力した総統で、成るほど尊敬に値する人物でした。

帰国後、ふと考えてみると、なぜ彼はあの本を意図的に携帯していたのだろうかと思ひました。

一月十六日、台湾の総統選挙は民进党が大勝しました。馬総統をあまり良く言わなかった陳さんを思い出し、お祝いのメールをすると、早速返信が返ってきました。

私は今迄民进党以外に投票したことは無いとのことで、メールのタイトルは「親日の陳より」とありました。

(富田記)



《平成27年度税制改正について》

今回は、法人税、消費税、源泉所得税関係の改正内容についてのお知らせ第5回です。前回に引き続き、消費税関係となります。

10・国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引については、国内事業者が行う場合は課税される一方で、国外事業者が国境を越えて行う場合には国外取引として不課税となるなど、提供者の違いで最終的な税負担に差異があり、国内外の事業者間で競争条件に歪みが出ていることから、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税が見直されました。

(1)内外判定基準の見直し

内外判定基準が役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等で判断することに直され、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税が課税されます。

(2)課税方式の見直し

①サービスの提供者が国外事業者である場合の**事業者向けの取引**については、「リバースチャージ方式」(サービスの受け手に**納税義務**を課す方式)が導入され、当該支払対価の額が課税標準額に加えられます。なお、当分の間、課税売上割合が95%以上である事業者等については適用がありません(リバースチャージ方式において以下同じ)。

②サービスの提供者が国外事業者である場合の**消費者向けの取引**については、**国外事業者が申告納税**を行う方式とされます。

※事業者向けの取引とは、サービスの性質や取引条件等から、サービスの受け手が通常事業者に限られる取引(広告配信等)を、消費者向けの取引とは、それ以外の取引(電子書籍や音楽の配信等)を指します。

※事業者が、国外事業者から消費者向けサービスの提供を受けた場合において、当該国外事業者が国税庁長官の登録を受けている(登録国外事業者という)ときは、**仕入税額控除が認められる**こととなりました。

※登録国外事業者名簿は、国税

庁ホームページ↓パンフレット・手引き↓消費税関係↓国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等関係↓登録国外事業者名簿はこちらをご覧ください。

○適用開始時期

平成27年10月1日以後

11・国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供の課税方式の見直し

国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの(不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます)を「特定役務の提供」と位置付けることとされました。

「特定役務の提供」は、国外事業者から国内において**当該役務の提供を受けた事業者**が「特定課税仕入れ」とし、「リバースチャージ方式」によりその**支払対価の額を課税標準として申告・納税を行う**こととなります。

○適用開始時期

平成28年4月1日以後

詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

県税からのお知らせ

「自動車の変更登録を忘れずに！」
自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売の場合は、使用者)に課税される県税です。

自動車を他人に譲った又は廃車したなどにより実際に自分が持つていなくても、3月末日までに管轄の運輸支局などで所有権の移転や抹消の手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

また、車検が切れて使用していない自動車や壊れて動かなくなった自動車でも、抹消登録をしない限り課税されますのでご注意ください。

なお、自動車税の納税通知書は、車検証上の所有者(割賦販売の場合は、使用者)の住所に送付されますので、転居したときには、住民票だけでなく、運輸支局などで車検証の住所の変更登録も忘れずに行ってください。

(県庁税務課)



「つもり贈与に 注意しましょう!」

最近では、相続対策の一環で、生前贈与を検討される方が増えていると思います。特に、平成二十七年から相続税の基礎控除額が引き下げられたことを背景に、出来るだけ資産を分散させておこうと企図するケースは増えているのではないのでしょうか。実際に、我々税理士の立場から見ても、納税者からの相談内容として、相続・贈与に関する事案は多くなっている印象があります。

現在、贈与税の基礎控除額は年間百十万円となっております。すなわち、それ以内の価額の財産の贈与であれば贈与税はかからない、ということになります。

まず、課税されない範囲内で贈与を行っていた「つもり」だったものが、贈与の事実自体がなかったと判断された事例があります(東京地裁平成二十六年四月二十五日判決)。

この事例では、贈与を行った者が贈与を受けた者の預金証書等を管理し、預金の一部を使用していたことが問題でした。その後、贈与を行った者が被相続人となった相続税の事案で、裁判所は、生前に預貯金が贈

与された事実はなく、被相続人の財産であると判断しました。そのような預貯金は、いわゆる「名義預金」と呼ばれます。相続税・贈与税における租税回避の手段として利用される預貯金という意味合いです。

また、計画的に贈与を行う場合にも注意が必要です。例えば、毎年百万円ずつ十年間にわたって贈与するような場合です。一見、毎年の贈与額が基礎控除額の範囲内なので贈与税はかからないように見えます。

しかし、「毎年百万円ずつ十年間かけて贈与する」ことが予め約束されているとすれば、「定期金に関する権利」として、その約束をした年に百万円×十年＝一千万円の贈与があったものとして課税される可能性があります。

近年、贈与税申告の非違件数のうち八割以上が申告漏れという調査実績があります。課税されない範囲内で贈与したつもりであっても、課税と判断される場合があります。他方で、本人は贈与したつもりであっても、贈与とはみなされない場合もあります。

生前贈与を進める場合には、そのような「つもり贈与」とみなされないように注意しましょう。

東北税理士会福島支部 高橋英樹

新春公開講演会

「どうなる日本!」



講師の杉尾氏

去る2月3日(水)ウエディングエールティにおいて、元TBSアナウンサー・杉尾秀哉氏をお迎えし「どうなる日本!」私たちの暮らしはどう変わるのか」をテーマに公開講演会を開催した。

杉尾氏は、これからますます人口が減少し日本市場の縮小が考えられ、新興国の取り込みが重要となること。海外メディアは日本が老人の国、人口減少社会は最大のネックと見ていること等触れられた。最後に「日本は課題先進国だが、課題解決力のある社会。戦後の焼け野原から立ち上がり環境技術トップクラスに。最大のピンチにもう一度足もとを見直して踏み出す力が重要」と熱く語った。

引き続き、賀詞交歓会が開催され福島税務署長様、小林福島市長様に挨拶いただき、会員相互の交流をはかり和やかなうちに終了した。

平成 28 年度 国家公務員

「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

◇受験資格

- 1 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
- 2 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇受験申込受付期間

- ・インターネット…平成28年4月1日(金)から4月13日(水)まで
- ・郵送又は持参…平成28年4月1日(金)から4月4日(月)まで

◇お問い合わせ先 仙台国税局人事第二課 022-263-1111 内線 3236



詳しくは・・・

国税専門官

検索

「会員さんこんにちは」 連載を終了しての 感想と感謝

文とイラスト・やまひろし



福島法人会の丹治幹雄氏から「会員の社長さんを訪問してインタビュ記事を書いてくれないか」というお話があったのが平成七年。それから丹治幹雄氏(平成七年〜十二年)、渋谷心一郎氏(平成十三年〜二十八年一月)が訪問先を決め、先方と連絡をとり似顔絵を描くためのカメラを持ち、毎月私と二人三脚で連載が始まった。

それが二十年も続くとは思わなかった。開始以来訪問した会社が二百十三社。あらゆる業種の社長さんにお会いしたと言っても過言ではない。

インタビューの時間は約一時間。その間に会社の内容、歴史、特徴などをお聞きし、社長さんの人柄、略歴、趣味などを聞き出さなければならぬ。

ほとんどの社長さんは本音で話してくれた。中にはなかなか本当のことを話してくれない社長さんもいた。書く方とすれば自慢話や当たり障りのない話では面白くない。創業以来困ったこと、社長さんの失敗談や短所を聞き出して、初めて面白い文が書ける。

もちろん、会社の極秘事項や社長さんの浮気の話などは書けないが、人間味溢

れるエピソードを書かないと読者の方には読んでくれない。そのさじ加減が難しかった。

対談をしながら社長さんの顔の特徴を頭に入れておく。後で渋谷さんの撮ってくれた写真を参考にしながら似顔絵を描き始める。何度描いても似てこない場合は苦労する。似顔絵を本人が見て、似ていると思った社長さんは誰もいなかったに違いないと思っている。私自身、いろんな漫画家に似顔絵を描いてもらったが、納得したことは無い。だから原稿はお見せして間違っているとこを直してもらおうが似顔絵はお見せしていない。印刷されたものを初めて見てぎよっとするのである。周りにいる人はそっくりだというのが本人は納得しないだろう。

自分の顔は自分では絶対解らない。鏡の中の自分は自分ではない。左右が逆になっっているし、写真をみても一枚一枚印象が違うし、これは俺ではないという写真が沢山あるはずだ。

女性の似顔絵は特に気を使う。毎日鏡の中の良い顔しか見ていないから、似顔絵に対しては厳しい。「会員さんこんにちは」の場合はほとんど文句は言われない

かった。社長になる位の人は人間の器が大きいし、いままで生きてきた自分の人生が顔に出ているからと、ひどく描かれても容認する心がある。

この度「福島の社長さん第三弾」として福島法人会さんから出版されることになった。書き始めてから二十年間、世の中も会社も社長さんも本人も劇的な変化の中に入った。本の内容は訪問した時点での内容だとして承知頂きたい。

この二十年間、取材にご協力頂いた会員さん、福島法人会並びに広報委員会の皆々様に感謝とともに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

お知らせ

次回から同じくやまひろし氏の『福島の昔を訪ねて』の連載がはじまります。

3月のこよみ

「赴任か…転校か…やはり…」



法人会 第11回全国女性フォーラム 「福島大会」

- とき
平成28年4月14日(木)
- ところ
郡山市
「ビックパレットふくしま」



28. 2. 15 新入会員の集い

お知らせ

- 28. 2. 3 役員・委員合同会議
- 28. 2. 3 新春講演会・賀詞交歓会
- 28. 2. 23 平成27年度第2回総務委員会
- 28. 2. 26 セミナー
「売掛金回収プロの極意」
講師：森 真一氏
(株)ヒューマンパワー・リサーチ

